

第6期第33回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月25日(木) 午後4時00分から午後4時41分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室

3. 出席委員 ○(27名)

4. 欠席委員 △(0名)

| | | | | | | | | |
|-----|--------|---|-----|--------|---|-----|--------|---|
| 1番 | 清瀬 利一 | ○ | 11番 | 中澤 浩 | ○ | 21番 | 佐々木 保成 | ○ |
| 2番 | 鈴木 秀子 | ○ | 12番 | 佐田 正彦 | ○ | 22番 | 金谷 仁 | ○ |
| 3番 | 清野 薫 | ○ | 13番 | 藤岡 健人 | ○ | 23番 | 梅藤 勝 | ○ |
| 4番 | 小笠原 正実 | ○ | 14番 | 森山 幸治 | ○ | 24番 | 青木 茂美 | ○ |
| 5番 | 山谷 和彦 | ○ | 15番 | 石崎 代里子 | ○ | 25番 | 田代 英孝 | ○ |
| 6番 | 山本 好一 | ○ | 16番 | 土田 泰弘 | ○ | 26番 | 藤江 政利 | ○ |
| 7番 | 毛利 武 | ○ | 17番 | 伊藤 正人 | ○ | 27番 | 中島 勝美 | ○ |
| 8番 | 林 利輝 | ○ | 18番 | 貞廣 賢治 | ○ | | | |
| 9番 | 宇南山 浩利 | ○ | 19番 | 平島 道弘 | ○ | | | |
| 10番 | 星 力 | ○ | 20番 | 遠藤 一三 | ○ | | | |

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件
- 第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第6 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件
- 第7 議案第3号 令和3年度むかわ町参考賃借料指標に関する件
- 第8 議案第4号 令和3年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件
- 第9 議案第5号 下限面積(別段の面積)の設定に関する件
- 第10 議案第6号 買受適格証明願いの発給に関する件
- 第11 決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主任 水澤 圭助
 穂別支局－支局長 藤野 真稔、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

| | |
|-------|--|
| 事務局 長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。 |
| 会 長 | 【会長挨拶】 |
| 議 長 | それでは、総会に入ります。本日の出席委員は27名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第33回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、21番・佐々木保成委員と22番・金谷 仁委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。 (異議なし) |
| 議 長 | それでは両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、追加案件を含め報告2件、議案6件、決議案1件の合わせて9件です。従って、会期は本日一日にしたいと思っておりますよろしいでしょうか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたします。 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 |
| 主 任 | 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書2ページをお開き願います。 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。3件・8筆・78, 852㎡となっています。 1番は、耕作者が亡くなられたため、解約を行ったものです。こちらの農地につきましては、今後新たに賃貸借契約を結ぶこととなりますので、後ほど議案第2号にてお諮りいたします。 2番、3番は先月の総会で報告しましたが、所有権が農業公社になるため解約に至ったものです。 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。 |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第1号について、質疑ありませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 質疑なしと認め、報告第1号は、原案どおり承認することに決定いたします。 |

| | |
|--------|---|
| 議 長 | <p>続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> |
| 主 事 | <p>報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 3月につきましては、議案に記載のとおり、3月15日に川西地区委員会、川東地区委員会、穂別地区委員会を開催しております。 川西地区委員会では4件、川東地区委員会では2件、穂別地区委員会では2件、それぞれ利用集積計画の利用権設定について審議した結果、適当と判定しております。 以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め、報告第2号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第5 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> |
| 主 任 | <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書5ページをお開き願います。 1番につきましては、被設定人である●●さんの要望により賃貸されるものです。 2番につきましても同様に被設定人である●●さんの要望により賃貸されるものです。 以上、2件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 6ページから9ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> |
| 9 番 | <p>1番について現地を確認してきましたので、報告します。 ●●さんが●●さんに農地を賃貸する案件ですが、取得後は牧草等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。</p> |
| 8 番 | <p>続きまして、2番について現地を確認してきましたので、報告します。 ●●さんが●●さんに農地を賃貸する案件ですが、取得後は水稻を作付けす</p> |

8 番 | る計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、
周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議 長 | ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

議 長 | (異議なし)

議 長 | 質疑なしと認め、議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 | (異議なし)

議 長 | ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第6 議案第2号「業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。
なお、本案件中、●●委員が被設定人となっているため、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、おはかりいたします。ご異議ありませんか。

議 長 | (異議なし)

議 長 | 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 任 | 議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書11ページから、利用権設定6件です。
1番につきましては、昨年12月末に契約が切れ、その後新たな耕作者を探し、今回、契約に至ったため利用権を設定するものです。
2番につきましては、報告第1号で説明いたしましたが、前耕作者が亡くなったため新たに利用権を設定するものです。
3番については、設定人の経営規模縮小により、利用権を設定するものです。
4番につきましては、使用貸借となっておりますが、こちらにつきましては、連作障害対策として被設定人の●●〈農地所有適格法人〉と設定人の●●さんの間で1年間の使用貸借契約を結び、互いの農地で耕作することとなったため、利用権の設定に至ったものです。
5番、6番は、それぞれ当該地の隣接地を耕作している耕作者と新たに利用権を設定するものです。
続きまして、議案書19ページになります。農地中間管理事業による利用権設定です。こちらにつきましては、●●さんの農地を、●●さんが中間管理機構から賃貸を受け耕作するものです。なお、北海道知事の認可・公告による配分計画を用いた貸付ではなく、中間管理機構の借入、貸付を市町村の公告による農用地利用集積計画を用いて行う集積計画一括方式といわれる方法を採用しているため、配分計画ではなく集積計画による利用権設定となります。

主 任 以上、利用権設定6件17筆、中間管理事業による利用権設定2件ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。

函面につきましては、利用権設定につきましては、議案書13ページから18ページ、中間管理事業による利用権設定につきましては、議案書20ページから21ページに添付しておりますので、ご確認願います。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。

続いて、日程第7 議案第3号「令和3年度むかわ町参考賃借料指標に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

主 任 議案第3号、令和3年度むかわ町参考賃借料指標に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案23ページに令和3年度むかわ町参考賃借料(案)を添付してございます。

本町においては、義務化されている実勢賃借料の情報提供を、1月から12月に締結された賃借料を田畑別に集計し、地域ごとに最高額、最低額、平均額をホームページ上で公表しています。併せて、担い手の経営を守る視点から地域の平均的な担い手が負担しうる賃借料として参考賃借料を設定してございます。

参考賃借料の概要といたしましては、平成21年まで標準小作料として定めていたものが農地法改正により廃止となりましたが、地域の混乱や農業者の不安などを払拭するため、町農委独自で参考賃借料を定めるようになったものです。

摘要欄の作物等については、過去、鶴川地区、穂別地区それぞれ定めていたものを集約し今の指標としておりますが、今回、各地区委員会を経て、総会前に行いました四役会議で確認し、令和3年度においては昨年度と同様の指標にて参考賃借料案を本総会に上程することとしました。

なお、これまでも利用権設定等の際には、この数字の外、土地の形状、条件等をかんがみ、地域協議等を踏まえ賃料等は設定してきていることと思いますし、最終的には農業委員会の決定となりますが、今後についても、地域や出し手、受け手の納得のできる形での設定等をお願いしたいと思います。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。ご確認いただきご審議

| | |
|--------|--|
| 主 任 | ご決定くださいますようお願いいたします。 |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑ありませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 質疑なしと認め、議案第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。 続いて、日程第8 議案第4号「令和3年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。 |
| 主 任 | 議案第4号、令和3年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案25ページに令和3年度農作業標準賃金・機械作業料金(案)を添付してございます。また、別紙にて拡大版の料金(案)もお配りしておりますのでご参照ください。 本件は、町農業者が農作業等の受委託等の参考とするため、その求めに応じて示しているという主旨でございます。 令和3年度案を提案するにあたり、これまで各地区委員会を経て、総会前に行いました四役会議で確認してきております。昨年度のような全体的な上昇はありませんが、個別の変更が2点ございます。まず、畦塗機の作業料金ですが、1m当たり60円から30円に変更しております。こちらにつきましては、土地改良区等の実態に合わせた変更となっております。続きましてディスクモアの規格ですが、4条のほか、6条を追加しております。こちらにつきましては、現在主に使われているのが6条のため、追加しております。 受託側の視点から適正な料金反映となるよう令和3年度について、このような形で定めることについてご提案を申し上げますので、内容をご確認いただきご審議ご決定下さいますようお願いいたします。 |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑ありませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 質疑なしと認め、議案第4号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | ご異議がないようですので、議案第4号は、原案どおり決定いたします。 |

議 長 続いて、日程第9 議案第5号「下限面積（別段の面積）の設定に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

主 任 議案第5号、下限面積（別段の面積）の設定に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案27ページに設定についての（案）を添付してございます。

農地法による農地の権利取得は権利取得後の面積が北海道は2ha以上という下限面積が設定されています。ただし、農業委員会が農林水産省令で定める基準にしたがい定めることで2ha以下に設定することも可能であり、また、設定の必要性については、毎年、農業委員会で審議し、結果を公表する必要があります。

本町の現状が基準に沿うかどうかですが、1点目として、2015農林業センサス等の結果から町内で2ha未満の農地で耕作している経営体数が全経営体の21.2%と約2割であり、基準である4割に満たない状況であること、また、2点目として、すでに集団的な土地利用で農地の有効利用が図られてきている現状から、集落の営農体系に支障がないようにすることが必要であります。以上を勘案しながら、現行の下限面積である2haを維持し、令和3年度についてもこれまでと同様に別段の面積を設定しない旨、ご提案しますのでご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

（異議なし）

議 長 質疑なしと認め、議案第5号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第10 議案第6号「買受適格証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

主 任 議案第6号、買受適格証明願の発給に関する件について、ご説明申し上げます。

追加議案2ページになります。

こちらにつきましては、入札期間が4月2日からとなっており、申し出を受けたのが3月23日となっており、入札期間に間に合わせるためには、本総会でお諮りする必要がございましたので追加議案というかたちをとらせていただいております。

まず農地の競売の取り扱い、買受適格証明についてご説明いたします。

競売に農地がある場合、入札に参加できるのは、この審議にてご承認いただいた際に交付する買受適格証明を交付した者に限られ、その交付が出来る者、出来ない者の審査基準としては農地を所有できる資格がある者となり、それは

主任 農地法第3条の許可要件を満たせる者となります。

農地法第3条については、ご承知のとおり、許可要件として全部効率要件等や、さらに法人格であれば農地所有適格法人の要件を満たしていることが許可要件でございます。

また、この買受適格証明が交付された者が入札に参加した後、最高落札者を決定するわけですが、その最高落札者に対し、売却決定期日、今回は6月9日までに裁判所へ3条の許可書を提出する必要があり会長の専決により許可書を発行することができることを前提として審議を進めるものでございます。

次に本件対象地についてご説明いたします。対象地は平成15年2月に、当時●●さんから現在の所有者である●●さんに農地法第3条の許可により所有権を移転しておりますが、その後、諸般の事情により、競売に付されたものでございます。競売に付された土地は農地1筆、面積、27,769㎡となっております。図面を追加議案4ページに添付しております。

次に申請者が農地法第3条の許可要件を満たしているかをご説明します。

1点目として全部効率利用要件ですが、現在、認定農業者として経営・耕作をしており、対象農地取得後も、保有する機械の能力、労働力からも耕作できると判断しております。

2点目として、下限面積要件ですが、対象農地が2ha以上となっておりますので、こちらも問題がありません。

3点目として、地域調和要件ですが、対象農地は牧草地として利用されるため、こちらも問題がないと判断しております。

以上のように3条許可要件を満たしておりますので今回の証明交付にあたっては、問題はないと判断をしております。

よって、適格証明書の交付の審議に当たりまして、各要件のすべてを満たしていることをご報告いたしますので、それぞれ内容をご確認いただき、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

なお、最後に、本案件については入札前であり、個人情報に係わるものが多分にあるため取扱いには十分に注意をしていただきたくようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。事務局からも説明がありましたが、これから入札になる案件でございますので、内容については守秘義務の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

それでは、説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第6号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号は、原案どおり決定いたします。

続いて、日程第11 決議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に関する件」を議題といたします。事務局より決議案について説明をお願いします。

事務局 長

決議案第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に関する件についてご説明申し上げます。

29ページをご覧ください。

こちらにつきましては、平成30年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事、農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されたことを受け、令和元年11月28日に開催されました令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたことから、令和元年12月18日付けで北海道農業会議から送付された文章より、各市町村農業委員会総会等において、毎年一度、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を行う旨、依頼されているものです。

むかわ町農業委員会といたしましても、令和2年2月25日開催、第6期第20回むかわ町農業委員会総会においてお諮りし、決議のご決定をいただいておりますが、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、この申し合わせ決議の趣旨に則り、毎年一度、総会に諮り決議し、農業委員が綱紀粛正の徹底を図っていくものであります。

それでは、決議文を読み上げて提案とさせていただきますので、決議のご決定のほどよろしく申し上げます。

(決議文読上)以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長

質疑なしと認め、決議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議がないようですので、決議し、皆様におかれましても法令にそった活動をお願いします。

以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、4月26日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。